

内閣参質一一四第五号

平成元年三月二十四日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 土屋 義彦 殿

参議院議員菅野久光君提出元陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員菅野久光君提出元陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金等に関する質問

に対する答弁書

一について

昭和五十五年に厚生省が実施した旧陸海軍看護婦実態調査の結果では、旧陸海軍の戦時衛生勤務に服した旧陸海軍従軍看護婦で、慰勞給付金の支給要件である戦地又は事变地における勤務年数が十二年（勤務地等により加算される年数を含む。）に満たないものは、約四千六百人である。

二について

慰勞給付金の支給要件を満たさない者に対し、御指摘の給付措置を講じることが考えていない。

三について

慰勞給付金は、旧陸海軍従軍看護婦が戦地又は事变地で長期間にわたり、旧陸海軍の戦時衛生勤務に服したという特殊事情を考慮して採られた特例の措置であることから、御指摘の措置を講じることは考えていない。